一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年東北地方整備局告示第五十四号一戸都市計画道路事業三・四・一号上野西法寺線
三　事業施行期間　自平成二十九年三月三日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年東北地方整備局告示第八十七号盛岡広域都市計画道路事業三・一・百十六号盛岡駅本宮線
三　事業施行期間　自平成二十四年四月十二日至令和九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
広島市安佐北区可部一丁目一五七番六から同市安佐北区可部四丁目一七三番七まで	前	一九・二メートル～三九・一メートル	〇・一一二キロメートル
	後	一九・二メートル～四一・八メートル	〇・一一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	広島市安佐北区可部一丁目一五七番六から同市安佐北区可部四丁目一九三番六まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月十四日

国会事項

衆議院

弔詞

七年十月十七日村山富市君が死去されたので、同年十二月二十日、本院は次の弔詞を贈った。

元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元衆議院議員正二位大勲位村山富市君は　多年憲政のために尽力し　内閣総理大臣の重責をにない変革期の多難な国政を統理されました　君は　終始社会福祉の増進に心魂を傾け　また近隣諸国との信頼醸成と世界の平和に力をいたし　国民生活の充実とわが国の国際的地位の向上に貢献されました　その功績はまことに偉大であります

衆議院は　君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

皇室事項

宮内庁

令和九年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

一　令和八年一月十四日
　令和九年歌会始のお題
　「旅」と定められました。
　（注）お題は「旅（たび）」ですが、歌に詠む場合は「旅」の文字が詠み込まれていればよく、「旅路」、「旅籠」、「旅愁」のような熟語にしても、差し支えありません。

二　詠進歌の詠進要領
　(一)　詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
　(二)　書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき、旧氏の併記も差し支えありません）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください（書式図参照）。
　　無職の場合は、「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。）。
　　なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
　(三)　用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ二十四㎝×三十三㎝の横長）とし、毛筆でなくても差し支えありません。
　(四)　病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。
　ア　代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　イ　本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　ウ　視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三　注意事項
　次の場合には、詠進歌は失格となります。
　(一)　お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
　(二)　一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
　(三)　詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
　(四)　詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
　(五)　二(四)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
　(六)　住所、電話番号、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

四　詠進の期間
　お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、書（横）消印が九月三十日までのものを有効とします。

五　郵便のあて先
　〒一〇〇―八一一一　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

六　疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。
　また、宮内庁ホームページ（https://www.kunaicho.go.jp）を御参照ください。
　（注）個人情報の取扱いについて
　・利用目的　二(二)で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。
　・利用及び提供の制限　法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

（山折り）

お題　「旅」
、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、

〒　住所
　電話番号
　氏名（ふりがな）
　生年月日
　職業